

議案第 14 号

三朝町国民健康保険条例を次のように定めるものとする。

昭和廿八年拾月拾六日

提出

三朝町長

坂

出

雅

巳

議決

三朝町議会議長

天

野

廉

三

三朝町国民健康保険条例

第一章 総 則

則

第一 条 この町が行う国民健康保険は法令に定めるものの外この条例の定めるところによる

第二 条 国民健康保険事業の運営に關する事項を審議するため三朝町国民健康保険運営協議会（以下協議会と云う）を置く

第三 条 協議会委員の定数は左の通りとする

一、被保険者を代表する委員 三人

二、医師又は歯科医師を代表する委員 三人

三、公益を代表する委員 三人

第四 条 協議会に關し必要な事項は別にこれを定める

第二章 被 保 険 者

第五 条 この町はこの町内の世帯主及び其の世帯に屬する者を以て被保険者とする 但し左に掲げる者を除く

一、健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者 但し船員保険法第二十條第一項の規定による被保険者はこの限りでない

二、日産労働者健康保険法第八條の規定に依り日産労働者健康保険被保険者手帳の交付を受け六月を経過せざるもの 但し同法第七條の規定による承認を受け同法の被保険者と為らざる期間内にある者を除く

三、特別健康保険組合の被保険者

四、法律の規定に基づいて組織する共済組合であつて私傷病につき療養に關する給付をするものの組合員
五、医療従事者又はその世帯にあるものにして療養の給付をする必要がないと認められる者
六、貧乏のため地方税の免除を受けらるる者並にその世帯にある者

第六 条 世帯主である被保険者はこの条例公布の後十日以内にその住所及び氏名並にその屬する世帯の被保険者の氏名、男女別、生年月日及び自己との続柄を記載した書面を速かに提出しなければならぬ

2. あらたに被保険者となつた者があるときはその屬する世帯の世帯主である被保険者は第一頁の規定に準じ届出をしなければならぬ

3. 前二項に規定する記載事項中に変更があつたときは十日以内にその旨を届け出なければならぬ

第七 条 世帯主である被保険者が被保険者でなくなつたときは十日以内に書面を以てその旨届け出でなければならぬ

第八 条 世帯主である被保険者が世帯主でなくなつた場合においてはあらたに世帯主となつた被保険者は十日以内に書面を以て世帯主変更の届出をしなければならぬ

第九 条 被保険者中にその資格を喪失した者があるときは世帯主である被保険者は十日以内にその被保険者の氏名及び資格喪失の事由を記載した書面を以てその旨を届け出でなければならぬ

第十 条 第七條及び前條の届出には資格を喪失した被保険者の受診証を添えなければならぬ

第三章 保険給付及び保険施設

第十一 条 この町においてする保険給付の種類は左に掲げるものとする

一、療養の給付

二、財産費の支給

第十二条 療養の給付の範囲は左に掲げるものとする（但し歯科補綴を除く）

一、診療（住診及び処方箋の交付を含む）

二、薬剤又は治療材料の支給（診療以外の薬品及び売薬の支給を含まない）

三、処置、手術その他の手当

四、入院（食事を含む）

第十三条 前条第一号乃至第四号の給付については被保険者はこの町の定めた療養担当者又はこの町の

診療所の中自己の選定した者についてこれを受けるものとする

第十四条 療養の給付は転帰に至るまでこれをなすものとする

第十五条 被保険者が左の場合において療養担当者又はこの町の診療所以外の医師、歯科医師その他の

者の手当を受けたときは療養給付に代えて療養費を支給する

一、この町において療養の給付をすることが困難であるとき

二、緊急の必要があるとき

三、その他必要によりこの町の承認を受けたとき

第十六条 療養費の額は療養に要した実費とする。但し療養の給付をする場合に要する額から第十七条

の規定による一部負担金の額を控除した額を超えない

第十七条 この町は被保険者が療養の給付を受けるときはその属する世帯の世帯主である被保険者が

その費用の五割を一部負担金として徴収する

2 この町は被保険者が結核予防法第三十四条の規定により公費の半額負担において医療を受けるとき

はその医療に要する費用から公費負担に相当する金額を控除した残額の五割を一部負担金として当該

被保険者の属する世帯の世帯主である被保険者から徴収する

3 この町は被保険者から災害にあり又は貧困である等の特別の事由がある者については当該給付義務

者の申請に基き議会の議決を経て一部負担金を減免し又は徴収を猶予することができ

4 一部負担金の徴収方法については別にこれを定める

第十七条の二 健康保険の被保険者の被扶養者であつて国民健康保険の被保険者である者が結核予防法

第二十四条 助 による医療を受けるときはこの町は療養の給付又は療養費の支給を行わない

第十八条 助 百円とする

第十九条 伝染病予防法その他の法令の規定により療養を受ける場合はその限度において療養の

給付はこれをしな

第二十条 町の町は被保険者の健康保持増進のため左に掲げる施設をする

一、伝染病、寄生虫病その他の疾病の予防

二、健康診断

三、母世及び乳幼児の保護

四、療養改善

五、直営診療施設

六、その他健康保持増進に関する施設

第二十一条 この章に定めるものの外保険給付及び保費施設に關し必要な事項は別にこれを定める

第四章 国民健康保険税

第二十二条 この町は被保険者である世帯主及び被保険者である資格のない世帯主であつてその世帯に被
保険者のある当該世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する

第五章 雑 則

第二十三条 この町は保険給付に關した費用前三年度の平均年額に相当する額に達する毎年度の剰余金
から該平均年額の百分の五以上に相当する額（剰余金が該平均年額の百分の五に達しないときはその

金額)を準備金として積立てるものとする

2. 前項の限度内の準備金は保険給付に要する費用に不足を生じたときでない限りこれを使用しない
第二十四条 この町は支払上現金に不足を生じたときは準備金に属する現金を繰替使用し又は一時借入金
をすることが出来る

2. 前項の規定により繰替使用した金額及び一時借入金は当該会計年度内にこれを返還する
第二十五条 国民健康保険特別会計に属する財産は左の各号により管理する

一、有価証券は郵便局に保管を託す

二、現金は銀行又は三軒町内農業協同組合に預入する

三、前各号に掲げる以外の財産の管理は議会の議決を経た方法による

第二十六条 この町の国民健康保険の施設を被保険者でない者に利用させる場合における利用料については
は別にこれを定める

第二十七条 この町は詐偽その他不正の行為により国民健康保険の徴収金の徴収を免れた者については二
千円以下の過料に処する

第二十八条 この章の規定するものの外国民健康保険特別会計に關して必要な事項は別にこれを定める

附 則

1. この条例は公布の日から施行する

2. 第五條の被保険者の規定については当分の間旧三軒村、旧三徳村の区域を除く

3. 三軒町国民健康保険条例(昭和二十八年三軒町条例第九号)は廃止する

